

第64号議案

芦屋市防災会議条例及び芦屋市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定
について

芦屋市防災会議条例及び芦屋市災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

平成24年9月4日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

災害対策基本法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するため、この条例を制
定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市防災会議条例及び芦屋市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(芦屋市防災会議条例の一部改正)

第1条 芦屋市防災会議条例（昭和38年芦屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中「の各号」を削り、同項第4号中「部門」を「部内」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

第5条第7項中「及び第8号」を「から第9号まで」に改める。

第7条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「前各条」を「この条例」に改める。

(芦屋市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 芦屋市災害対策本部条例（昭和38年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

第2条第1項中「所部」を「災害対策本部員及びその他」に改める。

第4条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「前各条」を「この条例」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の芦屋市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により委嘱された最初の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、他の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

参 照

芦屋市防災会議条例及び芦屋市災害対策本部条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

災害対策基本法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市防災会議条例の一部改正（第1条関係）

ア 防災会議の所掌事務に「市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べること。」を加える。（第2条）

イ 防災会議の委員に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を加える。（第3条）

ウ その他規定の整理

(2) 芦屋市災害対策本部条例の一部改正（第2条関係）

ア 条例で引用する災害対策基本法の条項「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。（第1条）

イ その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 公布の日

(2) 改正後の芦屋市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により委嘱された最初の委員の任期は、他の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。